

# 令和3年第6回桶川市農業委員会総会 議事録

令和3年6月24日(木) 午後2時から

場所：桶川市役所 会議室304

【出席委員】 農業委員	1 小峯完治、2 和久津一美、3 岩崎真一、4 大野仁、5 加藤俊子、10 住谷行雄
農地利用 最適化推進委員	3 齋藤進
【欠席委員】 農業委員	6 熊井茂夫、7 倉持成彦、8 白根行枝、9 砂川富夫、11 滝沢和一
農地利用 最適化推進委員	1 新井敏夫、2 岸孝夫、4 渋谷安弘、5 長島忠夫、6 中村茂、7 本木利美、8 渡邊富二
【傍聴人】	2名
事務局長	只今より、令和3年第6回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員11名のうち6名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の1「開会」を、和久津委員にお願いします。
和久津委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、小峯会長よりお願いします。
小峯会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。  (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。 4番の大野委員と、5番の加藤委員にお願いします。
議長	これより議事に入りますが、本日は傍聴希望者が2名いらっしゃるようなので、事務局は、その方々に入室するよう伝えてください。  (傍聴人入室)

議長	<p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第1号議案について説明させていただきます。</p> <p>農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和3年6月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、3件です。</p> <p>農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移転を行うものになります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可を受けるためには、次の5つの要件を全て満たすことが必要になります。</p> <p>1つ目が、全部効率要件で、いわゆる全部耕作要件です。</p> <p>申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。</p> <p>2つ目が、農作業常時従事要件です。</p> <p>申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があります、原則、年間で150日以上農作業に従事している必要があります。</p> <p>3つ目が、下限面積要件です。</p> <p>申請地を含め、耕作する農地の合計が50a以上であることが必要です。</p> <p>4つ目が、地域との調和要件です。</p> <p>申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。</p> <p>5つ目は、法人の場合のもので、今月の案件には関係ございません。</p> <p>それでは、まず第1号件についてご説明いたします。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、畑を4,061㎡所有しており、今回の申請地を含めると、所有農地面積が5,000㎡を超えるため、下限面積を満たすと考えております。</p> <p>また、その全ての土地を適正に管理しておりますので、全部効率要件も満たしていると考えております。</p> <p>譲受人は、年間約300日農作業に従事しているとのことです。</p> <p>譲受人は、川田谷地区で長年農作業に従事しており、今後も地域との調和を図ることは十分可能であると考えております。</p> <p>申請地取得後は、ブロッコリーや枝豆などを栽培する予定とのことで伺っております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の大野委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
大野委員	<p>それでは報告させていただきます。</p>

	<p>6月17日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は耕作されていませんでしたが、適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、聞き取り調査の結果報告を、住谷委員からお願いします。</p>
住谷委員	<p>6月19日に申請者宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。</p> <p>事務局の説明通り、申請者は年間300日以上農作業に従事しているようで、申請地では野菜を栽培する予定だと仰っていました。</p> <p>現在所有している農地は全て耕作しており、今後は申請地周辺で経営規模を拡大する予定だそうです。</p> <p>聞き取り調査の結果は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案第1号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第1号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第1号議案第2号件について説明させていただきます。</p> <p>引き続き、農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和3年6月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>審査内容は、第1号件と同じになります。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>譲受人は譲渡人の息子であり、世帯で畑を約13,000㎡所有しているため、下限面積要件を満たしていると考えております。</p> <p>また、その全ての土地を適正に管理しておりますので、全部効率要件も満たしていると考えております。</p> <p>譲受人は、譲渡人と共に年間約350日農作業に従事しているとのことです。</p> <p>現在も親子で申請地を管理していることから、息子である譲受人が名義人となった後も、地域との調和を図ることは、十分可能であると考えております。</p> <p>なお、申請地取得後は、引き続き露地野菜を栽培するとのことで伺っております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>それでは、現地調査班長の 大野委員に、現地調査の結果報告をしていただきますが、大野委員には、聞き取り調査も行っていただきましたので、その結果報告も併せてお願いします。</p> <p>大野委員</p> <p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地には、ナスやトウモロコシが栽培されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p> <p>また、6月19日に申請者宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。</p> <p>現在は、主にネギやサツマイモなどの野菜を栽培し、マインに出荷しているそうです。</p> <p>申請地取得後は、事務局の説明通り、引き続き露地野菜を栽培すると仰っていました。</p> <p>現地調査及び聞き取り調査の結果は以上です。</p> <p>議長</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第2号件について何か質問等ありますか。</p> <p>議長</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案第2号件について、承認とのことでよろしいですか。</p> <p>委員</p> <p>異議なし。</p> <p>議長</p> <p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第1号議案第3号件について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>それでは、第1号議案第3号件について説明させていただきます。</p> <p>引き続き、農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和3年6月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>審査内容は、第1号件・第2号件と同じになります。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、田畑合計で約82,000㎡所有しており、下限面積要件を満たしていると考えております。</p> <p>また、その全ての土地を適正に管理しておりますので、全部効率要件も満たしていると考えております。</p> <p>譲受人は、年間約300日農作業に従事しているとのことです。</p> <p>譲受人は、申請地周辺に複数所有地があるため、今後も地域との調和を図ることは可能であると考えております。</p> <p>申請地は、現在譲受人が利用しており、申請地取得後は、引き続き梨畑として利用するとのことで伺っております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
--	--

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の 大野委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
大野委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、聞き取り調査の結果報告を、岩崎委員からお願いします。</p>
岩崎委員	<p>6月22日に申請者宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。</p> <p>事務局の説明通り、引き続き梨を栽培すると仰っていました。</p> <p>聞き取り調査の結果は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第3号件について何か質問等ありますか。</p>
加藤委員	<p>20年以上前から譲受人が使用していたのでしょうか。</p>
事務局	<p>譲受人が栽培している梨畑の土地は、譲受人が昭和49年に贈与で取得した土地です。20年以上前から一帯の敷地として利用されていた可能性が高いです。</p>
加藤委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他に意見や質問等ありませんか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案第3号件について、承認とのことによろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案について説明させていただきますので、農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和3年6月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。</p> <p>農地法第4条の許可申請ですので、土地所有者が自身の農地を農地以外のものにするために行う申請になります。</p> <p>申請者の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p>

	<p>転用目的は、自己用の住宅敷地です。</p> <p>申請地は、農業振興地域整備計画の策定当初から、農用地区域から除外されております。</p> <p>また、第1種農地にも第3種農地にも該当しない農地であることから、農地区分は第2種農地と考えております。</p> <p>第2種農地は、周辺の他の土地に立地が困難な場合、もしくは、第1種農地の不許可の例外に該当する場合は許可することとなっており、本件は不許可の例外に該当するものと考えられます。</p> <p>申請者は、自宅前の県道拡幅工事に伴い、住宅敷地の一部が買収されることになりました。</p> <p>車庫を設置している部分を買収されることになったため、車庫を移動させる必要がありますが、現在の住宅敷地には、車庫を設置するスペースがありません。</p> <p>そこで、自身が所有する隣地農地を住宅敷地に転用すべく、今回の申請に至りました。</p> <p>土地利用計画図によると、申請地には車庫を設置するほか、普通自動車を2台駐車させる予定で、隣地との境界には、被害防除としてブロックを新設する計画となっております。</p> <p>また、申請地はアスファルトにて舗装すると伺っております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の 大野委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
大野委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は耕作されていませんでしたが、適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案について何か質問等ありますか。</p>
加藤委員	<p>買収される面積に対し、申請規模が大きいように思いますが、良いのでしょうか。</p>
事務局	<p>申請者はスイミングスクールの役員をされており、週に1～2回は送迎バスが自宅まで来るそうです。</p> <p>しかし、全面道路が交通量の多い県道であることから、送迎バスが停車しづらい状況にあります。</p> <p>そのため、住宅敷地内に送迎バスが進入可能な最小限の面積での申請となっております。</p> <p>皆様にお配りした資料は、差し替え前の物となっておりますが、最新の土地利用計画図では、車両の軌跡図を記載していただいておりますので、ご覧ください。</p>

加藤委員	そういうことであれば、この規模での転用に納得できます。
事務局	説明が不足し、申し訳ございませんでした。
議長	他に意見や質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りします。 第2号議案について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第3号議案について説明させていただきます。 農業委員会総会次第兼資料の3ページと、令和3年6月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。 今月の農地法第5条の許可申請は、3件です。 農地法第5条の許可申請ですので、農地を農地以外のものにして、所有権の移転や使用貸借権の設定等を行うものになります。 まず、第1号件からご説明いたします。 譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 こちらは、所有権移転の案件で、転用目的は自己用の住宅敷地です。 申請地は農用地区域外農地で、第1種農地にも第3種農地にも該当しない農地であることから、農地区分は第2種農地と考えております。 建築面積は125.45㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画です。 また、隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画となっております。 事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の野大委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
野大委員	それでは報告させていただきます。 申請地は耕作されていませんでしたが、適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。 現地調査の報告は以上です。
議長	ありがとうございました。

	<p>それでは、第3号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第3号議案第1号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第3号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号件についてご説明いたしますので、引き続き農業委員会総会次第兼資料の3ページと、令和3年6月農業委員会総会・現地調査資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらは、地上権を設定する案件で、権利の存続期間は、許可後15年間となっております。</p> <p>また、転用目的は太陽光発電事業です。</p> <p>申請地は、農用地区域外農地で、農地区分は第3種農地と考えております。</p> <p>その理由は、申請地から300m以内に2つの教育施設があり、前面道路にガス管及び水道管が埋設されているからです。</p> <p>第3種農地は、原則許可することとなっておりますので、周辺農地へ被害を及ぼさないと考えられる本件の場合、農地転用はやむを得ないと考えております。</p> <p>施行計画書によると、申請地には264枚の太陽光パネルを設置し、周囲にはフェンスを新設する計画となっております。</p> <p>なお、太陽光発電事業協会から認定を受けていることは、事務局で確認しております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の 大野 委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
大野委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は休耕地で、雑草が繁茂しておりましたので、申請範囲が良く分かりませんでした。</p> <p>範囲を明確にするよう、事務局を通じて申請者に依頼しました。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第3号議案第2号件について何か質問等ありますか。</p>
加藤委員	<p>追加写真があるようですが、ご説明いただけますか。</p>

事務局	<p>「杭の位置が明らかになり、申請範囲が明確になったので、確認してほしい」と、代理人から連絡がありましたので、6月21日に事務局が現地を確認しました。</p> <p>その結果、お配りした写真のとおり範囲が分かりましたので、ご報告いたします。</p>
議長	<p>申請範囲は写真のとおりとのことですが、皆様から何か意見等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第3号議案第2号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第3号議案第3号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号件についてご説明いたしますので、引き続き農業委員会総会次第兼資料の3ページと、令和3年6月農業委員会総会・現地調査資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>申請地は農用地区域外農地で、農地区分は第3種農地と考えています。</p> <p>その理由は、第2号件と同様です。</p> <p>こちらは使用貸借権を設定する案件で、権利の存続期間は、許可後20年間です。</p> <p>配付した資料には、権利の存続期間に「永久」と記載されておりますが、補正時期が遅れたため、資料は補正前のものとなっております。</p> <p>この案件の転用目的は、自動車修理工場です。</p> <p>作業所のほか、普通車7台分の駐車スペースを確保する計画であることから、規模は妥当と考えております。</p> <p>また、建築面積は110.94㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>なお、隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の犬野委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
犬野委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は耕作されていませんでしたが、適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第3号議案第3号件について何か質問等ありますか。</p>

議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第 3 号議案第 3 号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第 4 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第 4 号議案についてご説明いたしますので、農業委員会総会次第兼資料の 4 ページと、令和 3 年 6 月農業委員会総会・現地調査資料をご覧ください。</p> <p>令和 2 年 12 月 21 日付けで農地法第 5 条の規定による許可を取得した案件ですが、許可後に計画の変更がありました。</p> <p>変更事項は、工事の期間になります。</p> <p>こちらは、転用目的が資材置場の一時転用の案件で、当初は「許可後 6 カ月間」となっておりました。</p> <p>許可日が令和 2 年 12 月 21 日でしたので、令和 3 年 6 月 21 日までの期間で許可を取得しましたが、工事の進捗状況がおよそ 60%とのことで、令和 3 年 12 月 31 日まで期間を延長したいそうです。</p> <p>拡張する工場に設置する機械の製造が、コロナの影響で遅れていることが、延長するに至った理由だそうです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の 大野委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
大野委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>6 月 17 日は一時転用の期間中であつたことから、申請地は鉄板敷きとなっており、資材や車両が置いてありました。</p> <p>利用計画通りに利用されておりましたので、特段問題はありませんでした。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第 4 号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第 4 号議案について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第5号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第5号議案について説明いたします。</p> <p>農業委員会総会次第兼資料の5ページと、令和3年6月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。申請件数は、1件です。</p> <p>新規のもので、利用権の設定期間は3年間です。</p> <p>利用権を設定する土地の合計面積は、495㎡となっております。</p> <p>こちらの土地は県外在住の方が所有しており、管理するのに苦慮されておりました。近隣住民の方から、事務局に何度か苦情が寄せられたこともありました。</p> <p>そこで、事務局の方で借受人に管理をお願いできないか依頼したところ、了承がいただけましたので、この度の申請に至りました。</p> <p>なお、申請地では野菜を栽培すると伺っております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の野委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
野委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>対象地は、雑草が多少伸びていましたが、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第5号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第5号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第6号議案「桶川農業振興地域整備計画の変更について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第6号議案について説明させていただきますが、今回は説明のみとさせていただきます。</p> <p>質問等は次回の農業委員会総会時に受けさせていただきますので、ご了承ください。</p>

それでは、「桶川農業振興地域整備計画の変更資料」をご用意ください。

表紙を1枚お送りいたしますと、除外申出一覧がございます。

令和3年5月に受け付けた農用地区域の除外申出は、自己用住宅が6件、駐車場敷地が1件の計7件です。

まず、1100号件について説明させていただきます。

資料は、1ページから5ページになります。

申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。

除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は、第1種農地と考えております。

第1種農地は原則不許可となっておりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」は、例外的に認められるとされております。

この案件につきましては、市街化調整区域に20年以上居住している方の6親等以内の親族が自己用住宅を建築する計画であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。

建築面積は150.29㎡で、排水計画は合併浄化槽より既存排水柵に放流する計画となっております。

また、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。

続きまして、1101号件について説明させていただきます。

資料は、6ページから10ページになります。

申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。

除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は、第2種農地と考えております。

第2種農地は、周辺の他の土地に立地が困難な場合、もしくは、第1種農地の不許可の例外に該当する場合は許可することとなっております、本件は不許可の例外に該当するものと考えられます。

建築面積は138.83㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面道路側溝に接続する計画となっております。

また、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。

なお、申出者の6親等以内の親族である地権者が、桶川市の市街化調整区域に20年以上居住しており、都市計画法上の開発許可要件を満たしていることは、既に確認しております。

続きまして、1102号件について説明させていただきます。

資料は、11ページから15ページになります。

申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。

除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は、第1種農地と考えております。

こちらの案件も、不許可の例外に該当するものと考えております。

建築面積は96.67㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面道路側溝に放流する計画と

なっております。

また、隣地との境界には、被害防除として地先ブロックを新設する計画です。

なお、申出者の6親等以内の親族が、桶川市の市街化調整区域に20年以上居住しており、都市計画法上の開発許可要件を満たしていることは、既に確認済みです。

続きまして、1103号件について説明させていただきます。

資料は、16ページから20ページになります。

申出者の住所、氏名、土地の所在、地目は、資料記載のとおりです。

除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は、第1種農地と考えております。

こちらの案件も、不許可の例外に該当するものと考えております。

建築面積は73.28㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面道路側溝に接続する計画となっております。

また、隣地との境界には、コンクリートブロックを新設する計画です。

なお、申出者の6親等以内の親族が、桶川市の市街化調整区域に20年以上居住しており、都市計画法上の開発許可要件を満たしていることは、既に確認済みです。

続きまして、1104号件について説明させていただきます。

資料は、21ページから25ページになります。

申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。

除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は、第1種農地と考えております。

こちらの案件も、不許可の例外に該当するものと考えております。

建築面積は60.46㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面道路側溝に放流する計画となっております。

また、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。

なお、地権者と申出者は親族ではございませんが、申出者の6親等以内の親族が桶川市の市街化調整区域に20年以上居住しており、都市計画法上の開発許可要件を満たしていることは、既に確認しております。

続きまして、1105号件について説明させていただきます。

資料は、26ページから30ページになります。

申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。

除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は、第1種農地と考えております。

こちらの案件も、不許可の例外に該当するものと考えております。

建築面積は72.87㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面道路側溝に放流する計画となっております。

また、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。

なお、申出者の6親等以内の親族である地権者が、桶川市の市街化調整区域に20年以上居住しており、都市計画法上の開発許可要件を満たしていることは、既に確認済みです。

	<p>続きまして、1106 号件について説明させていただきます。</p> <p>資料は、31 ページから 36 ページになります。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は駐車場敷地で、除外後の農地区分は、第 3 種農地と考えております。</p> <p>その理由は、申出地から 300m 以内に 2 つの医療施設があり、前面道路にガス管及び水道管が埋設されているからです。</p> <p>第 3 種農地は原則許可することとなっており、周囲に被害を及ぼさないと認められる場合、農地転用はやむを得ないと考えています。</p> <p>本件は、自宅兼事務所の敷地を拡張して駐車場を整備する案件ですので、周囲に被害を及ぼすことはないと考えております。</p> <p>既存敷地を拡張することができる土地が申出地のみであるため、農地転用はやむを得ないと考えています。</p> <p>また、隣地との境界には、既にコンクリートブロックが設置されており、被害防除策は講じられております。</p> <p>以上 7 件が、5 月に受付けた除外申出になります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局からの説明がありましたが、以上 7 件について意見や質問がある方は、来月の農業委員会総会までに事務局へお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、次第の 5「報告事項」に入ります。</p> <p>事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料の 7 ページをご覧ください。</p> <p>全部で 11 件です。</p> <p>9 件が所有権の移転、1 件が賃貸借権の設定、1 件が使用貸借権の設定です。</p> <p>転用目的は、倉庫が 1 件、住宅敷地が 9 件、駐車場が 1 件です。</p> <p>なお、令和 3 年 5 月 21 日から同年 6 月 18 日までの専決処分となっております。</p> <p>事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは次第 6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>今回の現地調査は、令和 3 年 7 月 15 日（木）の午前 9 時から、第 2 班の班長と会長の 2 名で行いますので、市役所 3 階の会議室 303 にお集まりください。</p> <p>来月は、本日ご説明した除外案件の現地調査も行いますので、件数が多くなること</p>

	<p>が予想されます。</p> <p>場合によっては、翌日の令和3年7月16日（金）の午前9時から、第1班も現地調査を行う可能性がありますので、その際にご協力ください。</p> <p>なお、来月の現地調査も、会長と班長の2名で行いますので、ご注意ください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和3年7月28日（水）の午後2時から、市役所3階の会議室304でBグループが行いますので、Aグループの皆様はご注意ください。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>事務局長にお返しします。</p>
事務局長	<p>会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、和久津委員に閉会をお願いいたします。</p>
和久津委員	<p>（閉会宣言） 閉会時間 午後3時38分</p>